

チェックリスト

- 出願するデザインは、意匠法上の保護対象ですか?
P.8
- 意匠として登録しようとしているものは明確ですか?
P.10
- 出願した意匠に類似する、自己の意匠はありますか?
P.14
- 出願の中に複数の意匠が含まれていませんか?
P.17
- 出願の意匠は、パリ条約による優先権の効果を得られますか?
P.18
- 出願の意匠を、既に公開していませんか?
P.20

Your Key to Success: 日本で意匠権を取得するために
2024年11月 初版（日本語版）発行

[お問い合わせ先]
経済産業省 特許庁
審査第一部 意匠課
Mail:PA1530@jpo.go.jp

この冊子は、グリーン購入法に基づく基準を満たした紙を使用しています。ランクA用紙のみを使用しているため、印刷用紙へのリサイクルが可能です。

Your Key to Success

日本で意匠権を取得するために



目次

はじめに P03

日本の意匠制度の概要 P04

UPDATE ! 2020 年の意匠法改正

直接出願とハーベスティング出願の違い P06

日本における意匠法の保護対象 P08

UPDATE ! 保護対象の拡充

意匠が不明確であるという理由で拒絶されないために P10

UPDATE ! 意匠登録を受けようとする物品等以外のものを図面に表す場合

UPDATE ! 図の数に関する要件の緩和

関連意匠 P14

UPDATE ! 関連意匠制度の拡充

一意匠一出願 P17

パリ条約による優先権 P18

UPDATE ! DAS を利用した優先権書類の電子的交換

UPDATE ! ANNEX V を用いる場合

新規性喪失の例外 P20

UPDATE ! ANNEX II を用いる場合

UPDATE ! 新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続の緩和

(参考) 救済手続 P22

UPDATE ! 救済規定に係る回復要件の緩和

UPDATE ! 拒絶理由通知の応答期間延長等の救済手続の拡充

注意 :

- 本書における記載は、分かりやすい表現を優先して採用しているため、日本の法令とは厳密には異なる表現が使われている場合があることにご留意ください。

- この冊子に掲載されている意匠登録出願の物品等の名称は、すべて特許庁による仮訳であり、日本語の原文のみが法的効力を持ちます。

日本語の原文による物品等の名称については、意匠公報を参照してください。

- [UPDATE!] の隣にある日付は、規則等（意匠法、意匠審査基準等）が改正・改訂等された施行日です。

はじめに

イノベーションやブランド構築においてデザインが果たす役割は、今後ますます重要なになると予想されているため、グローバル市場を見据えて意匠戦略を策定し、ビジネスを展開する各国において意匠権を取得することが重要です。

実際に、海外から日本へ意匠登録出願をするケースは、年々増加しています。

しかし、各国で意匠制度は大きく異なっているため、海外での意匠権の取得は簡単ではありません。自国と日本の意匠制度の違いを理解することが困難だと感じた経験もあるかもしれません。

日本で意匠権を取得しようとした時、予期せぬ拒絶理由通知書を受け取ってしまったり、意図したように意匠権を取得できなかったりした経験はありませんか？

本書では、近年の外国出願人による意匠登録出願によく見られた誤りを分析した結果をもとに、出願を成功に導くカギをまとめました。さらに、日本の意匠法や意匠審査基準の近年の主要なアップデートも掲載しました。

本書が、日本での意匠登録出願を検討されている皆様の一助となれば幸いです。

日本の意匠制度の概要

For More Details…



Revision of the Design Act in Japan



The JPO Key Features



全ての出願について実体審査を行うことは、日本の意匠制度の主な特徴の一つです。審査を通じて安定した権利を得られます。審査の結果、拒絶理由通知を受け取った時に備えて、出願から登録までの流れや、近年の意匠法改正についてよく理解することが重要です。



JPOに意匠登録出願をするメリット

① 実体審査

日本国特許庁（JPO）は、意匠登録出願の実体審査（新規性や創作非容易性の判断等）をしています。そのため、意匠権が強固であり、一度権利を取得すれば無効になりにくいというメリットがあります。

② 綿密な先行意匠調査に基づく質の高い審査判断

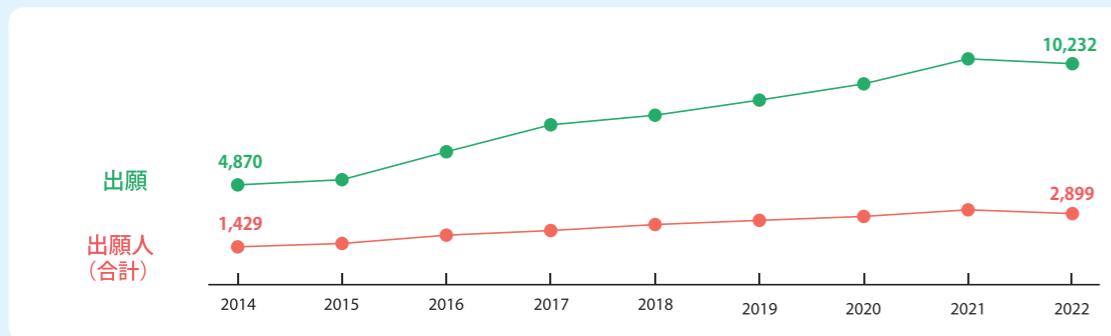
JPOは、出願された意匠が登録要件を満たしているかを判断するために、国内外の意匠公報、インターネット情報、カタログ・雑誌など、世界中で公開された多くの資料を対象に先行意匠調査を実施しています。日本の質の高い審査結果は、他国、特に無審査国において権利の有効性を裏付けることができる可能性があります。

③ 迅速な審査

質の高い実体審査を維持しながらも、JPOに出願してから最初の審査結果の通知までの期間は、平均約6ヶ月です。

外国人による出願の増加

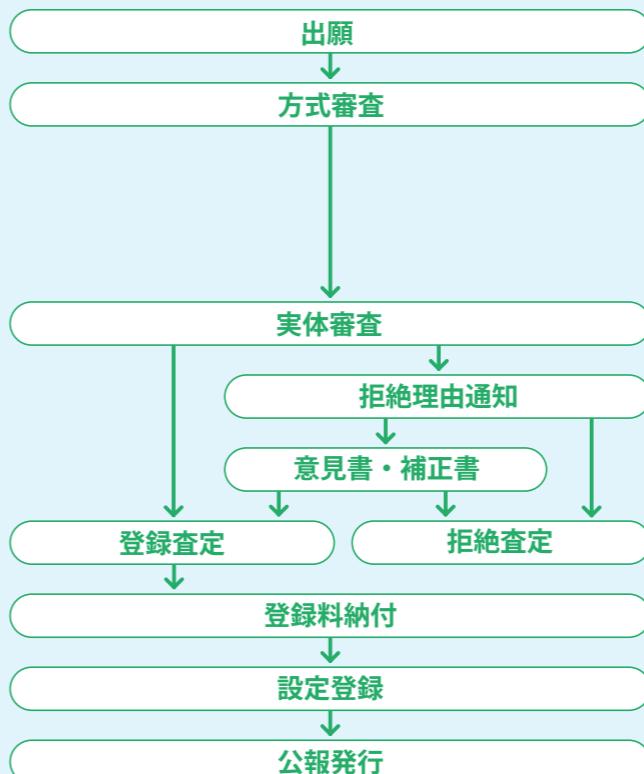
日本が2015年にハーグ協定に加盟して以降、外国人による日本への意匠登録出願数は、年々増加しています。



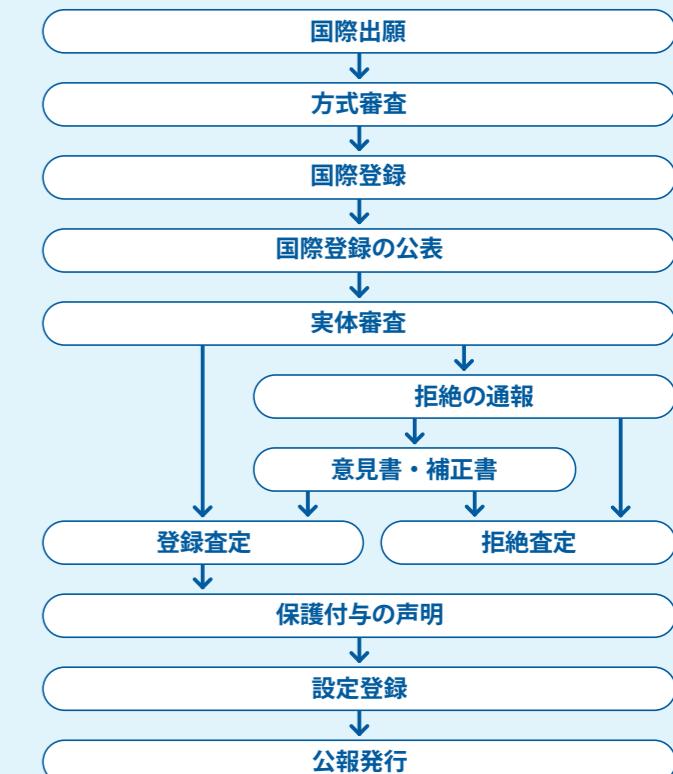
* 出願人数は、JPOに直接出願した外国出願人とハーグルートで出願した外国出願人の合計です。
両方のルートで出願した出願人がいる場合は、重複して計上しています。

日本で意匠権を取得するまでの流れ

JPOへ直接出願する場合



ハーグルートで出願する場合



UPDATE! 2020年4月

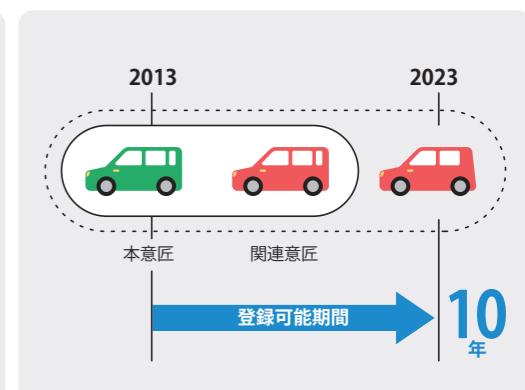
イノベーション及びブランド構築に資することを目的として、日本の意匠法が改正されました。改正した項目には、保護対象の拡充、権利存続期間の延長、関連意匠制度の見直しなど、複数の項目を含みます。



保護対象の拡充



意匠権の存続期間の変更



関連意匠制度の拡充

直接出願とハーグ出願の違い



日本で意匠権を取得するためには2つの方法があります。JPOに直接出願する方法と、ハーグシステムを利用して日本を指定する方法です。2つにはそれぞれ、翻訳費用や代理人費用、手続のしやすさ等において、長所と短所があることを理解することが重要です。



言語 / 代理人

直接出願

出願書類は、日本語で書かれてはいけません。在外の出願人は、日本国内の代理人を立てて、日本語で出願手続や中間手続をしなければなりません。

ハーグシステム

出願時には、英語・フランス語・スペイン語のいずれか1つの言語で書類を作成しなければなりません。また、出願時には、日本国内の代理人を立てる必要もありません。ただし、中間手続には、日本国内の代理人を立てる必要があります。

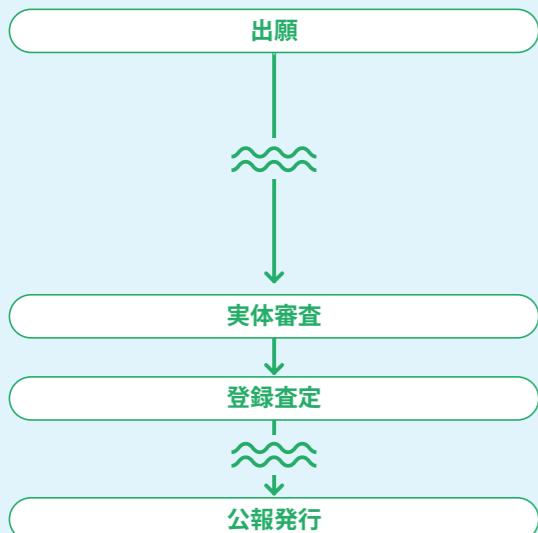
意匠の公表

直接出願

意匠が登録されると、公報が発行されます。意匠が拒絶された場合、公表されることはありません。

ハーグシステム

日本で意匠が登録されるか否かに関わらず、日本での審査の前にWIPOのウェブサイトで国際登録が公表されます。原則として、国際登録の内容が公表されるまでの期間は、国際登録から1年後です。実体審査を経て、日本で意匠が登録になった場合は、日本での登録の内容が公報において公表されます。



For More Details…



Notes for the Designation of Japan in an International Design Application under the Geneva Act of the Hague Agreement

JPOからの最初の通知

直接出願

平均して出願から約6か月で最初の通知を受け取ることができます。

ハーグシステム

ハーグ協定の規定により、国際登録の公表から12か月以内に最初の通知を受け取ることができます。

料金 *2024年1月時点

直接出願

意匠登録出願料	16,000 円
---------	----------

意匠登録料	8,500 円 / 年
第1年から第3年まで	
第4年から第25年まで	16,900 円 / 年

ハーグシステム

基本手数料

1意匠目	397 スイスフラン
2意匠目以降、1意匠ごとに	50 スイスフラン

公表手数料

1複製物（図面・写真）ごとに	17 スイスフラン
----------------	-----------

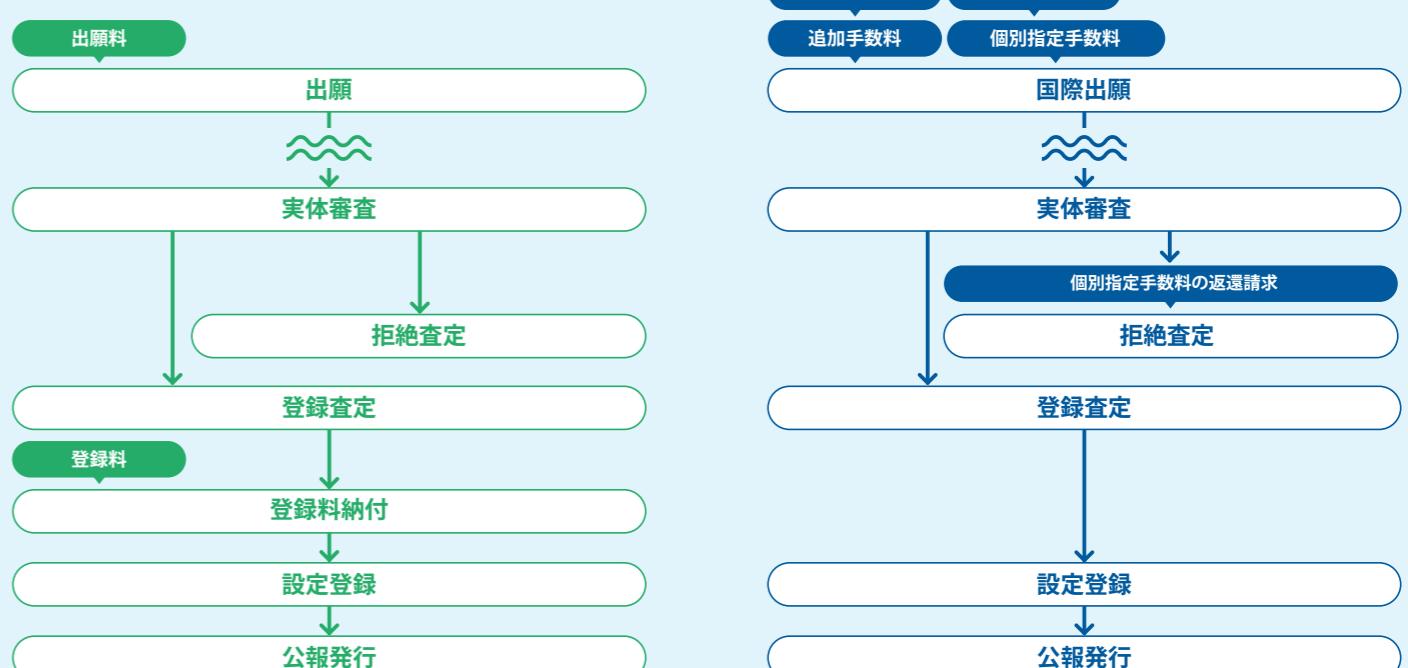
* (複製物を紙の書面で提出する場合) 2ページ目以降追加ページごとに 150 スイスフラン

追加手数料

意匠の説明が100単語を超えた場合、 101単語以降1単語ごとに	2スイスフラン
-------------------------------------	---------

個別指定手数料

意匠ごとに	507 スイスフラン
-------	------------



日本における意匠法の保護対象

出願するデザインは、意匠法上の保護対象ですか？

For More Details…



Examination Guidelines for Design
Design to be protect (Article)
Design to be protect (Graphic Image)
Design to be protect (Building)
Design to be protect (Interior)

Part III Chapterl 2.1
Part IV Chapterl 3
Part IV Chapterl 3
Part IV Chapterl 3



Case examples of registered designs of
newly added subject for protection

物品

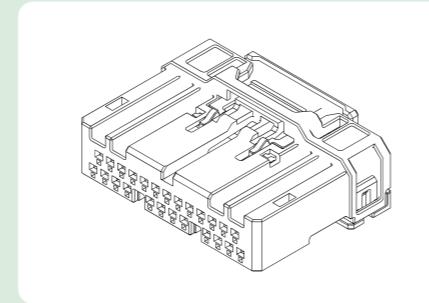
有体物のうち、市場で流通する動産です。



意匠登録第 1690992 号
【椅子】



意匠登録第 1537264 号
【自動車用フロントバンパー】

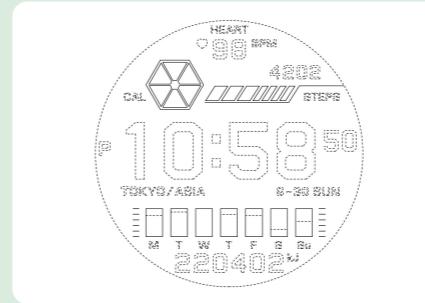


意匠登録第 1703941 号
【コネクタ】

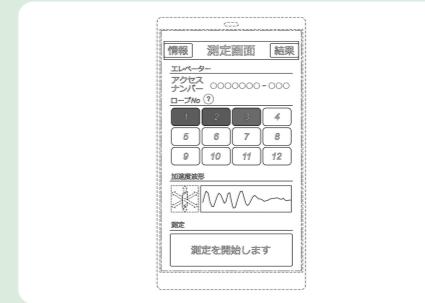
部品（外観に現れない内部品を含む）も
保護対象となります。

画像

機器の操作の用に供される画像、
又は機器がその機能を発揮した結果として表示される画像です。



意匠登録第 1693484 号
【情報表示用画像】



意匠登録第 1675446 号
【ロープ張力測定機能付き電子計算機】

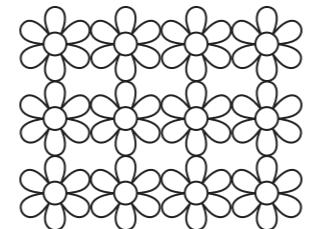
物品の部分として画像を保護するこ
とも可能です。



意匠登録第 1695433 号
【細巾レース地】

注意！

模様を含む「布地」は物品ですが、
どんな物品にも適用できる「模様」は、
物品、建築物、画像のいずれとも認められ
ないため、意匠法の保護対象ではありません。



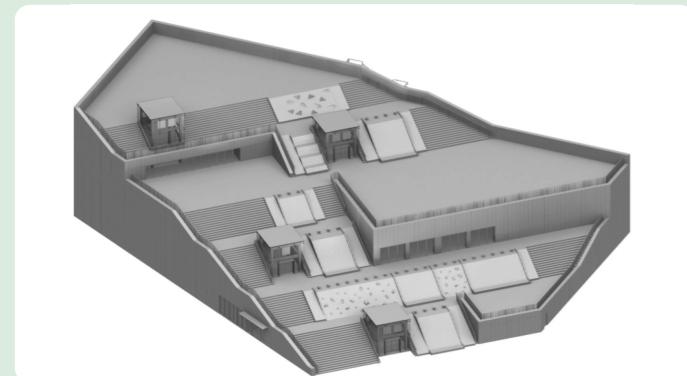
【模様】



意匠登録第 1677889 号
【アイコン用画像】

建築物

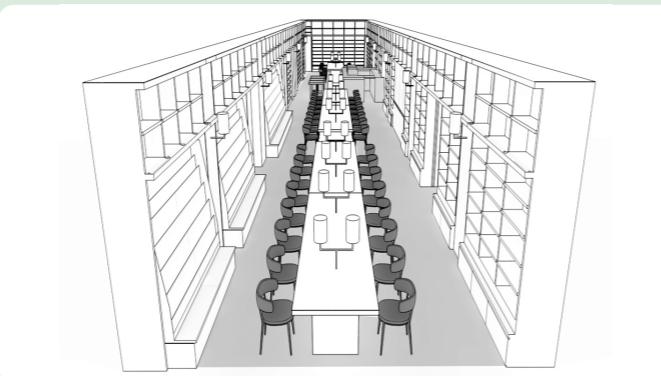
土地に定着した人工構造物（土木構造物を含む）です。



意匠登録第 1671773 号
【商業用建築物】

内装

店舗、事務所その他の施設の内部であり、
複数の物品等により構成されるものです。



意匠登録第 1671152 号
【書店の内装】

UPDATE ! 2020 年 4 月

日本の意匠法では、長らく「物品」のデザインのみを保護対象としていましたが、「画像」、「建築物」、「内装」のデザインについても意匠登録することができるようになりました。



Examination Guidelines for Design
Design to be protect (Article)
Design to be protect (Graphic Image)
Design to be protect (Building)
Design to be protect (Interior)

Part III Chapterl 2.1
Part IV Chapterl 3
Part IV Chapterl 3
Part IV Chapterl 3



Case examples of registered designs of
newly added subject for protection

意匠が不明確であるという理由で拒絶されないために①

意匠として登録しようとしているものは明確ですか？

For More Details...



Examination Guidelines for Design
Part III Chapter I



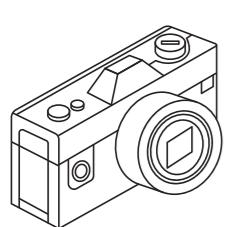
Guide for Making Applications and
Drawings for Design Registration



日本において意匠登録を受けるためには、意匠に係る物品・建築物・画像の用途・機能や、意匠登録を受けようとする対象、意匠登録を受けようとする物品・建築物・画像の形状・模様・色彩を、願書及び図面から具体的に導き出すことができなければなりません。



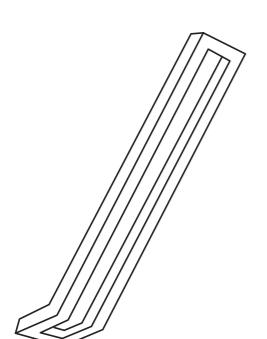
意匠の用途・機能の明確性



明確

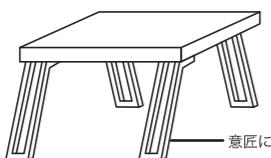
- 意匠に係る物品
デジタルカメラ
- 意匠に係る物品の説明
(記載なし)

物品の名称（デジタルカメラ）と図面によつて、用途・機能は明確です。



明確

- 意匠に係る物品
テーブル用脚
- 意匠に係る物品の説明
(記載なし)
- 使用状態を表す参考図



不明確

- 意匠に係る物品
家具用部品
- 意匠に係る物品の説明
(記載なし)

「家具用部品」だと、椅子の脚、棚の取っ手、椅子の肘掛け等、様々な用途が想定されるため、用途・機能が明確とはいえない。



明確

- 意匠に係る物品
GUI
 - 意匠に係る物品の説明
- この GUI はスマートフォンで使用されるアプリケーションソフトウェアを起動させるためのものである。

不明確

- 意匠に係る物品
GUI
- 意匠に係る物品の説明
(記載なし)

「GUI」だと、アイコン用画像、情報表示用画像、コンテンツ視聴操作用画像など、様々な用途が想定されるため、用途・機能が明確とはいえない。

意匠登録を受けようとする対象の明確性



明確

- 意匠に係る物品
靴
- 意匠の説明
(記載なし)



不明確

- 意匠に係る物品
靴
 - 意匠の説明
- 色彩は請求しない。図に表された色彩以外の色も許容される。

図面に表されている色彩や模様を、説明によって除外することはできません。色彩を請求しない場合、例えば、左のような線図で表すことができます。



明確

- 意匠に係る物品
鍋
 - 意匠の説明
- 赤色で着色した部分以外の部分が、意匠登録を受けようとする部分である。



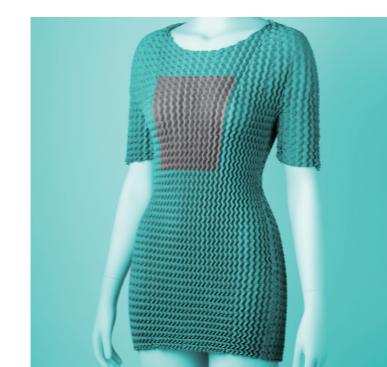
不明確

- 意匠に係る物品
鍋
 - 意匠の説明
- 下側の部分については意匠登録を請求しない。

説明の「下側の部分」がどこであるか不明確です。物品・建築物・画像の部分について意匠権を取得したい時は、左の図のように図の中で描き分けることで、意匠を明確に表せます。

UPDATE!

2019年4月



意匠登録第 1722837 号
【チュニック】

日本への意匠登録出願の図面要件が緩和され、意匠登録を受けようとする物品以外のもの（マネキンなど）を図面の中に表すことができるようになりました。意匠登録を受けようとする物品以外の対象が、図面において明確に描き分けがなされ、説明が記載されている場合に、このような表現が認められます。

意匠が不明確であるという理由で拒絶されないために②

意匠として登録しようとしているものは明確ですか？

For More Details…



Examination Guidelines for Design
Part III Chapter I

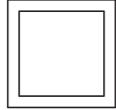


Guide for Making Applications and
Drawings for Design Registration

意匠の形状の明確性

六面図があったとしても、形状が明確ではない場合があります。

不明確



平面図



左側面図



正面図



右側面図

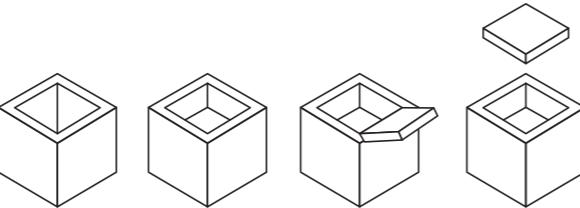


底面図



背面図

六面図だけだと、平面図に現れた内側の正方形が、蓋を表しているのか、それとも内側に凹んだ収容部を表しているのか、またその深さはどれくらいなのかが不明確です。



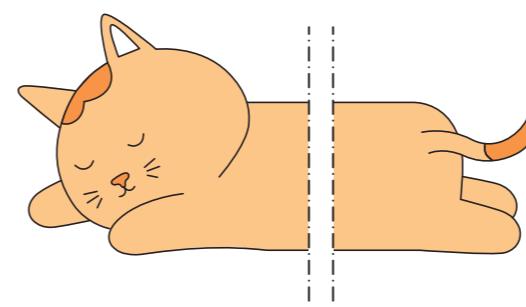
明確

意匠に係る物品

ぬいぐるみ

意匠の説明

図面中、省略部分は図面上 10 cm である。



不明確

意匠に係る物品

ぬいぐるみ

意匠の説明

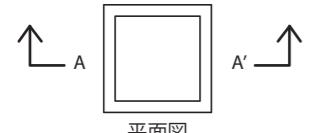
(記載なし)

中間省略した長さが不明であると、意匠の特徴となり得る全体の構成比率が特定できません。適切に、意匠の認定や他の意匠との類否判断ができないため、この意匠は不明確です。



アクセサリーケース

明確



平面図



左側面図



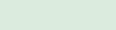
正面図



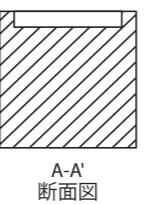
右側面図



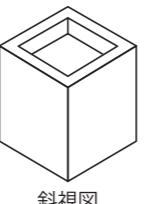
底面図



背面図



断面図

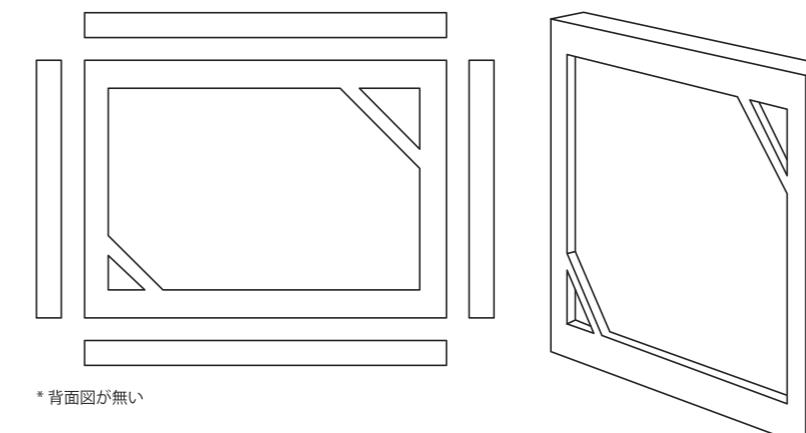


斜視図

六面図に加え、斜視図または断面図があると、内側の形状を明確に表すことができます。

UPDATE!

2019年4月



* 背面図が無い

意匠に係る物品

額縁

意匠の説明
(記載なし)

日本への意匠登録出願の図面要件が緩和され、六面図の提出が必須ではなくなりました。しかし、提出した図に表された部分の形状等が明確でない場合は意匠権を取得することができませんので、注意が必要です。

関連意匠 ①

出願した意匠に類似する、自己の意匠はありますか？

For More Details…



Examination Guidelines
for Design Part V



Case examples of related designs
which were registered as whole
design and partial design of an article
etc.

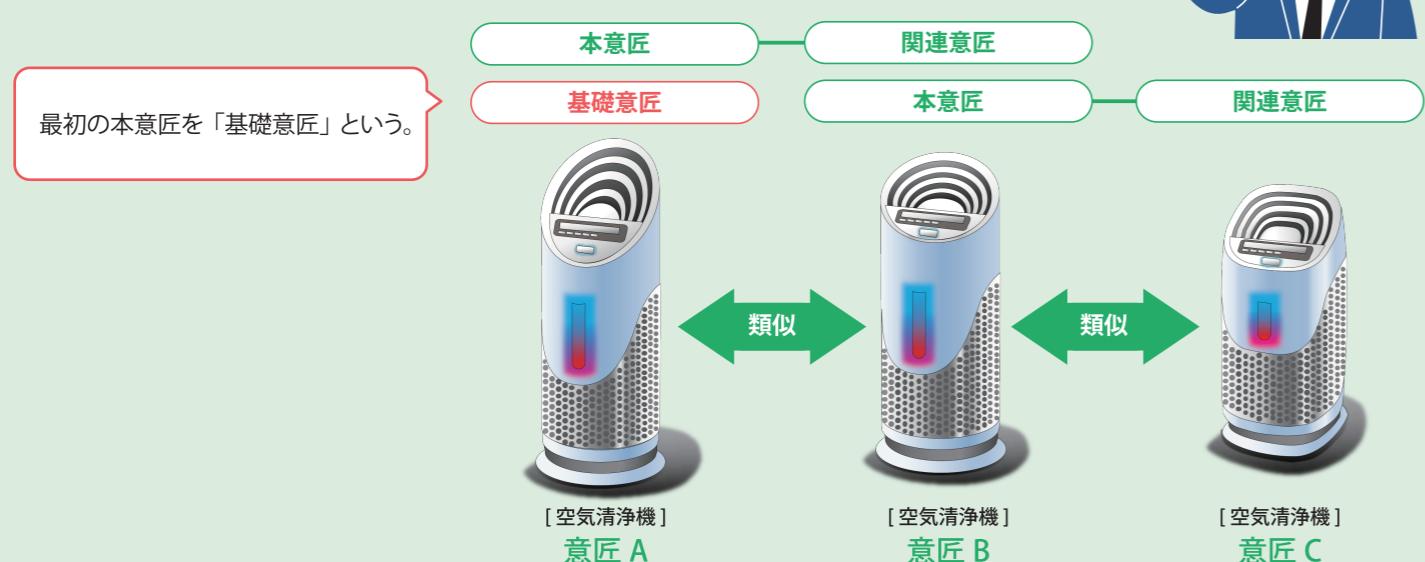


Case examples of related designs
which were registered as designs
including a graphic image



日本の意匠制度では、原則として、出願された意匠に類似する先願の意匠が存在する場合、意匠権を取得できません。しかし、類似の意匠が自己の先願、又は自己の登録意匠（*注意）であった場合、それを「本意匠」に指定することで、意匠権を取得することができます。これを「関連意匠制度」といいます。関連意匠制度の最大のメリットは、自己の過去の登録意匠によって新規性を失った意匠でも、意匠権を取得できることです。

* 注意：詳細は「意匠審査基準」第V部をご参照ください。



関連意匠として意匠権を取得するための要件

- ① 本意匠と関連意匠の出願人が同一でなければなりません。
- ② 本意匠と関連意匠が類似していなければなりません。
- ③ 関連意匠が、基礎意匠の出願日（優先権主張の効果を得ている場合は優先日）から10年以内に出願されていなければなりません。

* 本意匠の意匠権が消滅している場合や、本意匠の意匠権に専用実施権が設定されている場合は、関連意匠を登録することはできません。

関連意匠制度と優先権の効果を組み合わせる場合

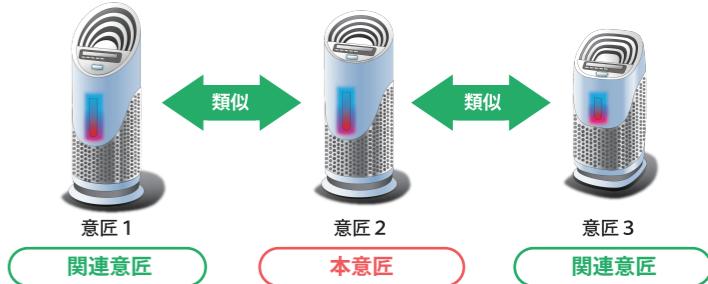


関連意匠として出願するための手続

自己の意匠を関連意匠として出願するためには、願書（ハーグルートの場合はDM/1）に必要事項を記載する必要があります。以下の事例で、どのようにDM/1に記入するのかを示します。

事例

ハーグルートで日本を指定して、3つの意匠を含む出願をする。意匠1～意匠2、意匠2～意匠3がそれぞれ類似しているので、意匠2を本意匠、意匠1と意匠3をその関連意匠として出願したい。



DM/1 の記入例

16. Main or Principal Design (if applicable) 16. が関連意匠制度に関する項目です
(omitted)

Japan and / or the Republic of Korea: principal and related designs

If designating Japan and / or the Republic of Korea, designs may be registered as related to a principal design.

(a) Contracting Party(ies) concerned: Japan Republic of Korea 「Japan」を選択

(b) The applicant requests that the following designs contained in the present application be registered as related designs:

all designs, or

the following designs (e.g. design 1, design 2):

Design 1, Design 3

出願する意匠の中で、どれを「関連意匠」にするかを記入

(c) Information concerning the principal design to which the designs indicated under item (b) are related (Note: The principal design must be subject of an application or a registration with the Office of the Contracting Party concerned):

(i) The principal design is the subject of:

the present international application 「the present international application」を選択

a prior international application designating Japan and / or the Republic of Korea

a prior international registration designating Japan and / or the Republic of Korea

a prior national application filed with the Office of Japan and / or the Republic of Korea

a prior national registration at the Office of Japan and / or the Republic of Korea

注意！

本意匠に指定できるのは、JPOへの直接出願／登録または日本を指定するハーグの出願／登録のみです。例えば、優先権主張の基礎とした日本以外の国への出願は、本意匠に指定できません。

(ii) If the above national or international application or registration contains several designs, indicate the number of the design to be considered as the principal design:

Design 2

(b) で選択した関連意匠の「本意匠」を記入

関連意匠 ②

出願した意匠に類似する、自己の意匠はありますか？

出願時に本意匠を指定していない場合

「自己の先願の意匠や登録意匠に類似している」という拒絶理由通知を受け取ったとしても、本意匠を指定する補正をすることで意匠権を取得できます。出願の意匠と類似すると判断された意匠が、自己の過去の出願又は登録意匠であった場合、関連意匠制度を利用できるか確認することをおすすめします！



一意匠一出願

出願の中に複数の意匠が含まれていませんか？



日本では、意匠登録出願は意匠ごとにしなければなりません。



適切

意匠 1



[コップ]

意匠 2



[コップ]

意匠 3



[コップ]

適切でない

意匠 1



[コップ]



出願の意匠に複数の意匠が含まれていた場合

以下の対応を選ぶことができます。

- ① 1つの意匠以外を削除する補正を行う
- ② 上記 ① の補正をし、同時に、削除した意匠を他の出願として分割する

図面に複数の構成物が表されている場合であっても、单一の意匠と認められる場合があります。この場合、出願を分割することはできないので、注意しましょう！

下記の例のように、歯ブラシ、歯磨き粉及び包装材から構成される場合や、構成物が社会通念上一体的に流通し、形態の密接な関連性をもって創作されている場合には、これらは単一の物品として認識されます。

UPDATE ! 2020 年 4 月

日本の関連意匠制度が拡充されました。

- ① 関連意匠を出願できる期間が、「本意匠の公報発行日まで（約8か月）」から「基礎意匠の出願から10年」に延びました。
- ② 関連意匠にのみ類似する意匠（例：p.14 の意匠 C）が登録できるようになりました。



[歯磨き粉、包装用容器付き歯ブラシ]

| For More Details…



Examination Guidelines for Design
Part II Chapter II



Examination Guidelines for Design
Part VIII Chapter I

パリ条約による優先権

出願の意匠は、パリ条約による優先権の効果を得られますか？

For More Details…



Examination Guidelines for Design
Part VII



Notes when submitting documents of exception in
regard to lack of novelty, and when submitting priority
documents, at the time of filing international design
applications



日本に出願する際にパリ条約による優先権を主張することで、最初の出願の日から日本への出願の日までの期間内にされた他の出願や公知意匠等によって、不利な扱いを受けません。ただし、優先権の効果が認められるためには、いくつかの手続要件を満たさなければなりません。また、日本へ出願した意匠が、第一国へ出願した意匠と同一である必要があります。



優先権を主張するための手続要件

直接出願

- ① 第一国への意匠登録出願等の日から 6か月以内に、日本へ意匠登録出願されていなければなりません。
- ② 日本への出願時に、優先権の申し立てがなされていなければなりません。
- ③ 日本への出願の日から 3か月以内に優先権書類が提出されていなければなりません（優先権書類のコピーを提出する代わりに、DAS コードを提供することも可能）。



ハーベシステム

- ① 第一国への意匠登録出願等の日から 6か月以内に、日本を指定国とする国際出願がなされていなければなりません。
- ② 国際出願時に、優先権の申し立てがなされていなければなりません。
- ③ ANNEX V を使用する場合には、優先権書類は、国際出願時に WIPO へ提出しなければなりません。
もしくは、優先権書類は、国際公開から 3か月以内に JPO へ直接提出しなければなりません。
(優先権書類のコピーを提出する代わりに、DAS コードを提供することも可能)

* 優先権書類の提出時期は、ANNEX V を使用するかどうかによって異なります。

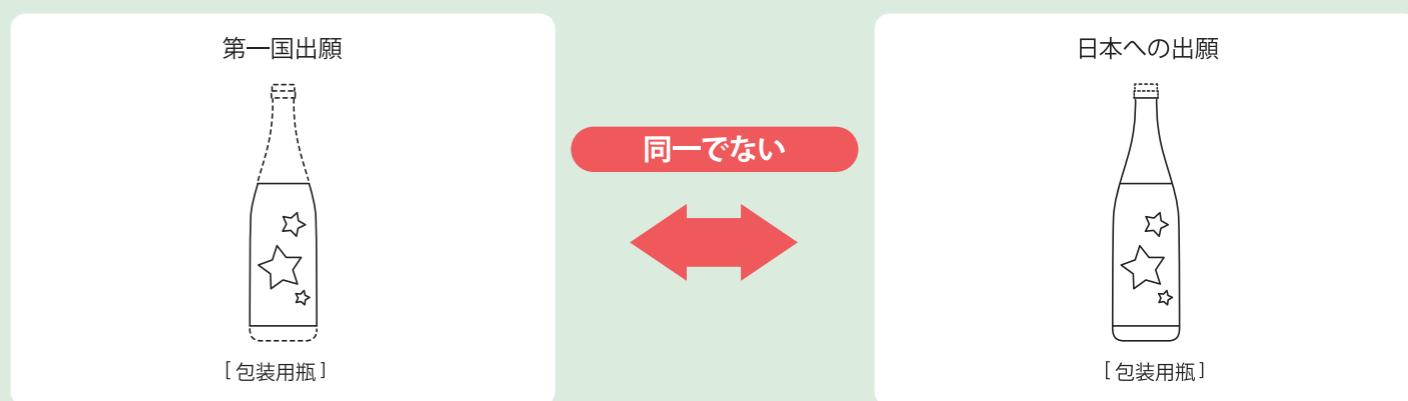


優先権の効果が認められるための要件

優先権の効果が認められるためには、日本へ出願した意匠が、第一国へ出願した意匠と同一である必要があります。



色彩が異なるので、これらの意匠は同一とは判断されない。



意匠登録を受けようとする部分の範囲が異なるので、これらの意匠は同一とは判断されない。

UPDATE ! 2020年1月

日本で WIPO のデジタルアクセスサービス (DAS) を利用した優先権書類の電子的交換ができるようになりました。出願人は、第一国 (DAS への参加庁) への出願に対する優先権主張に基づいて日本へ出願する際に、DAS を利用して優先権書類の電子的交換を行うことができ、これにより日本への書面による優先権書類の提出を省略することができます。

UPDATE ! 2021年10月

国際出願の場合、出願人は、ANNEX V を用いることで、国際出願時に優先権書類を提出できるようになりました。

新規性喪失の例外

出願の意匠を、既に公開していませんか？

For More Details…



Examination Guidelines for
Design Part III Chapter III



Notes when submitting documents of
exception in regard to lack of novelty,
and when submitting priority
documents, at the time of filing
international design applications



Exceptions to Lack of Novelty of
Design and "Proving Document"



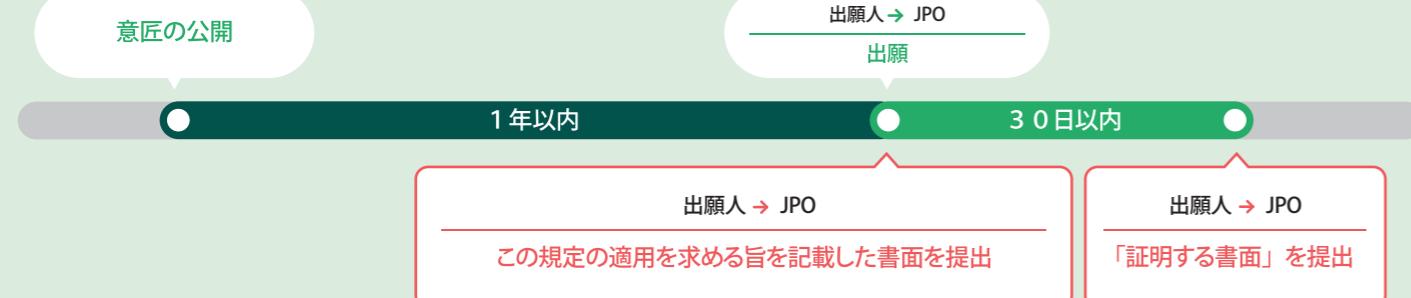
日本の意匠法では、特定の条件の下で意匠を公開した後に意匠登録出願した場合には、先の公開によってその意匠の新規性が喪失しないものとして取り扱う規定が設けられています。これを「新規性喪失の例外」と呼びます。この規定の適用を受けるためには、いくつかの要件を満たし、いくつかの手続を行う必要があります。



新規性喪失の例外規定の適用を受けるための主な手続要件

直接出願

- ① 意匠登録出願は、自己の行為に起因する公開から1年以内にJPOへ出願されていなければなりません。
- ② JPOへの出願時に、意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨を記載した書面が提出されているか、願書にその旨が明記されていなければなりません。
注意：出願時にこの手続をしない限り、「証明する書面」を提出してもこの規定は適用されません！
- ③ JPOへの出願の日から30日以内に、①の要件を満たしていることを証明する書面（「証明する書面」）が提出されていなければなりません。



注意！

- ・日本でこの規定が適用されるためには、意匠の公開から1年内に「JPOへ」出願する必要があります。優先権主張をしている場合でも「第一国へ」ではないことにご注意ください。
- ・見本市への出品、SNSへの投稿、ECサイトでの販売等、意匠は様々な公開によって新規性を喪失します。見落としている公開が無いか、よく確認しましょう。
- ・公報による公開は、新規性喪失の例外規定の適用を受けることができません。日本国内又は国外で既に公報が発行されていないかよく確認しましょう。

ハーグシステム

- ① 國際出願は、自己の行為に起因する公開から1年内にWIPOへ出願されていなければなりません。
- ②-1 國際出願時に、DM/1に新規性喪失の例外規定の適用を求める旨を記載し、ANNEX IIを用いて公開の事実を証明する文書が提出されていなければなりません。
- ②-2 國際出願時に、DM/1に新規性喪失の例外規定の適用を求める旨を記載し、國際登録の公表日から30日以内に公開の事実を証明する文書がJPOへ提出されていなければなりません。
- ②-3 國際登録の公表日から30日以内に、JPOへ新規性喪失の例外規定の適用を求める旨を記載した書面、及び公表した事実を証明する書面が提出されていなければなりません。



UPDATE ! 2021年10月

国際出願については、ANNEX IIを用いて、国際出願時に新規性喪失の例外の証明書を提出できるようになりました。

UPDATE ! 2024年1月

意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続きが緩和されました。従来は、意匠登録を受ける権利を有する者（権利の承継人も含む）の行為に起因して公開された意匠について、すべての公開行為を証明する必要がありました。改正によって、最先の公開の日の公開行為について証明することで、その日以後に公開した同一又は類似の意匠についても新規性喪失の例外規定の適用が受けられるようになりました。

参考：救済手続

パリ条約による優先権主張や、新規性喪失の例外規定の適用、拒絶理由通知への応答など、日本への意匠登録出願には様々な手続が必要です。もし関連書類の提出期限を過ぎてしまっても、救済を受けることができる場合があります。

優先期間を過ぎてしまった場合

救済のための手続要件は以下のとおりです。

- ① 優先期間内に日本への出願ができなかったことが、故意でないものでなければなりません。
- ② 出願は、優先期間の経過後2か月以内に日本に出願されていなければなりません。
- ③ 回復理由書及び証拠書類は、優先期間の経過後2か月以内に提出されていなければなりません。

* 回復手数料 24,500円を納付しなければなりません。



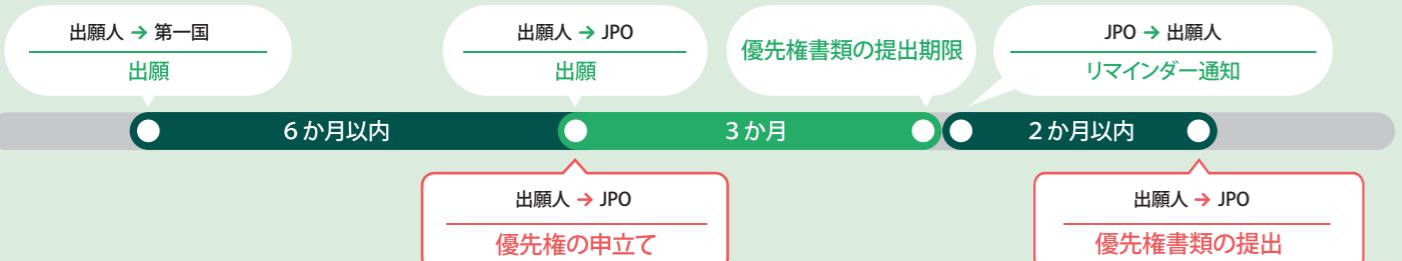
UPDATE ! 2023年4月

救済規定の回復要件が「正当な理由があること」から「故意によるものでないこと」に緩和されました。

優先権書類の提出期限を過ぎてしまった場合

救済のための手続要件は以下のとおりです。

- ① 優先権書類はリマインダー通知の発送日から2か月以内に提出されていなければなりません。



拒絶理由通知への応答期間を延長したい場合

応答期間内又は応答期間の末日の翌日から2か月以内であれば、請求によって応答期間の末日から2か月応答期間を延長できます（1回限り）。

* 手数料は応答期間内の申請の場合 2,100円、応答期間経過後の申請の場合 7,200円



UPDATE ! 2021年4月

優先期間を過ぎてしまった場合、優先権書類の提出期限を過ぎてしまった場合、拒絶理由通知の応答期間を延長したい場合の救済手続を拡充しました。

新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続を誤った場合

- ・「証明する書面」の内容に誤りがあった場合、出願の日から30日以内であれば再提出できます。もし30日を過ぎてしまったとしても、明らかな誤記であれば意見書や上申書で説明を補充できます。
- ・JPOへの出願時に提出する「意匠の新規性喪失の例外規定の適用を求める旨を記載した書面」については、後から追加できないので注意しましょう！
- ・責めに帰することができない理由により「証明する書面」を提出できない時は、その理由がなくなった日から2か月以内（在外者の場合）で、「証明する書面」の提出期間の経過後6か月以内であれば、提出することができます。

